

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		許可の取消し等
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部道路管理課管理係
根 拠 法 令 及 び 条 項		<p>新座市公共物管理条例第9条</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、当該許可若しくは第7条の承認を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為の中止その他必要な措置をとることを命じることができる。</p> <p>(1) 許可を受けた者が、この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 許可を受けた者が、許可に付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 許可を受けた者が、偽りその他不正な手段により許可又は第7条の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 市、国又は他の地方公共団体が公共物を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、公共物の管理上又は公益上の必要が生じたとき。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (年 月 日最終変更)